

住 宅 性 能 証 明 業 務 規 程

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

目次

- 第1条 趣旨
- 第2条 業務を行う時間、休日、事務所の所在地及び業務区域
- 第3条 住宅性能証明対象住宅
- 第4条 住宅性能証明の申請
- 第5条 住宅性能証明の申請時期
- 第6条 業務の受理
- 第7条 申請図書の変更
- 第8条 住宅性能証明申請書の記載事項の変更
- 第9条 住宅性能証明申請の取り下げ
- 第10条 図面審査方法
- 第11条 現場審査方法
- 第12条 住宅性能証明書等の発行
- 第13条 証明業務手数料等
- 第14条 審査員
- 第15条 秘密保持義務
- 第16条 帳簿の作成及び保存
- 第17条 書類及び帳簿の保存期間
- 第18条 国土交通省等への報告等

住宅性能証明業務規程

(趣 旨)

第1条 この住宅性能証明業務規程は「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る平成24年度税制改正について」(平成24年4月16日、国土交通省住宅局)等に基づき一般財団法人滋賀県建築住宅センター(以下「センターという」)が実施する住宅性能証明書の発行に関する業務規程を定める。

(業務を行う時間、休日、事務所の所在地及び業務区域)

第2条 業務を行う時間、休日、事務所及び業務を行う区域については、センターの「住宅性能評価業務規程」によるものとする。

(住宅性能証明対象住宅)

第3条 証明業務を行う住宅は以下のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 滋賀県内に建築される新築の住宅。
- (2) 住宅の種類は一戸建住宅。
- (3) 贈与税非課税措置の床面積の要件等(床面積が50㎡以上240㎡以下で、かつ床面積の2分の1以上が受贈者の居住の用に供されるもの)に該当する住宅。
- (4) 評価方法基準第5の5の5-1{断熱等性能等級}(3)の等級4の基準又は評価方法基準第5の5の5-2{一次エネルギー消費量等級}(3)の等級4若しくは等級5の基準に適合する住宅、または評価方法基準第5の1の1-1{耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)}(3)の等級2若しくは等級3の基準に適合する住宅。評価方法基準第5の9の9-1{高齢者等配慮対策等級(専用部分)}(3)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合している住宅。

(住宅性能証明の申請)

第4条 住宅性能証明を受けようとする者は下記の書類を正副2部提出しなければならない。

- (1) 省エネ基準の場合
 - ①住宅性能証明申請書(別記第1号様式)
 - ②委任状(代理者が行う場合)
 - ③設計内容説明書(別記第2-1号様式)
 - ④各種計算書(Q値計算等を行った場合)
 - ⑤付近見取図
 - ⑥配置図

- ⑦仕様書
- ⑧各階平面図
- ⑨立面図（4面）
- ⑩矩計図
- ⑪基礎伏図
- ⑫断熱材、窓等の性能等が分かる資料
- ⑬その他審査に必要な書類

(2) 耐震性基準の場合

- ①住宅性能証明申請書（別記第1号様式）
- ②委任状
- ③設計内容説明書（別記第2-2号様式）
- ④構造計算書（構造計算を行った場合）
- ⑤付近見取図
- ⑥配置図
- ⑦仕様書
- ⑧各階平面図
- ⑨立面図（4面）
- ⑩矩計図
- ⑪基礎伏図
- ⑫各階床伏、小屋伏図
- ⑬その他審査に必要な書類

(3) バリアフリー性基準の場合

- ①住宅性能証明申請書（別記第1号様式）
- ②委任状
- ③設計内容説明書（別記第2-3号様式）
- ④付近見取図
- ⑤配置図
- ⑥仕様書
- ⑦各階平面図
- ⑧立面図（4面）
- ⑨その他審査に必要な書類

(住宅性能証明の申請時期)

第5条 省エネ基準を適用して申請を行う場合は下地張り直前の工事施工段階の2週間前までに行わなければならない。

- 2 耐震性基準を適用して申請を行う場合は基礎配筋工事施工段階の2週間前までに行わなければならない。
- 3 バリアフリー性基準を適用して申請を行う場合は竣工の2週間前までに行わなければならない。

(業務の受理)

第6条 センターは申請者から住宅性能証明の申請があった場合は以下の事項について確認を行い、不備等がない場合は受理するものとする。

- (1) 証明対象住宅の所在地が滋賀県内であること。
 - (2) 申請および審査に必要な書類が全て添付されていること。
 - (3) 証明対象住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下で、かつ、床面積の2分の1以上が受贈者の居住の用に供されるものであること。
- 2 この場合、申請者とセンターは別に定める一般財団法人滋賀県建築住宅センター住宅性能証明業務約款（以下「業務約款」という）に基づき契約を締結したものとする。

(申請図書の変更)

第7条 証明申請者は第10条の図面審査終了後において、申請図書を変更するときは、センターにその旨及び変更の内容について通知するものとする。

- 2 センターが前項の変更が大幅であると認めるときは、証明申請者は住宅性能申請書を取り下げ、別件として改めて住宅性能証明を申請しなければならない。
- 3 前項の申請は第4条から前条までの規定を準用する。
- 4 センターが第2項に該当しないと認めるときは、証明申請者は住宅性能証明変更申請書及び変更部分の関係図書を正副2部提出しなければならない。

(住宅性能証明申請書の記載事項の変更)

第8条 証明申請者は第10条の図面審査終了後において、第4条の住宅性能証明申請書の記載内容を変更する場合は、住宅性能証明申請記載事項変更届（別記第4号様式）を提出しなければならない。

(住宅性能証明申請の取り下げ)

第9条 証明申請者は第3条の住宅性能証明申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取り下げ届け（別記第5号様式）をセンターに提出するものとする。

(図面審査方法)

第10条 センターは住宅性能証明の申請を受理したときは第14条に定める審査員に申請図書

の審査を行わせるものとする。

- 2 審査員は申請図書により省エネ基準又は耐震基準（以下「基準」）に基づき審査するものとする。
- 3 審査員は提出された図書等に疑義がある場合は申請者または代理者に説明を求め、必要に応じて追加書類の提出や申請図書の補正を求める等の措置を行うものとする。
- 4 センターが交付した設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証及びフラット35S適合証により、省エネ性又は耐震性、バリアフリー性の基準に適合していることが確認できる場合、又は住宅性能証明申請と併せてこれらを申請する場合は図面審査を省略できるものとする。

（現場審査方法）

- 第11条 工事監理者等は現場審査依頼書（別記第6号様式）および施工状況報告書（別記第7号様式）をセンターに提出し、現場審査日程の調整を行うこととする。
- 2 審査員は省エネ性又は耐震性、バリアフリー性の基準に適合していることを目視、計測、見え隠れ部分の工事写真、ヒアリング、施工状況報告書等により確認する。
 - 3 現場審査の時期は省エネ基準の審査にあつては下地張り直前の工事完了時及び竣工時とし、耐震性基準の審査にあつては基礎配筋工事の完了時、躯体工事の完了時及び竣工時とする。また、バリアフリー性の審査にあつては竣工時とする。ただし、耐震性基準の竣工検査については建築基準法の竣工検査をセンターが行う場合は当該竣工検査を住宅性能証明申請の竣工時の現場審査とみなす。
 - 4 審査員は現場審査の結果、基準と適合しない施工が確認された場合は工事監理者等に施工内容の是正を求めることとする。ただし、明らかに軽微な変更の場合は変更後の図面等の提出を求め、大幅な変更の場合は住宅性能証明申請の取り下げ及び住宅性能証明の再申請を求める。
 - 5 前項の施工内容の是正を行う場合は、審査員は工事監理者等から提出された是正後の工事写真等により、基準に適合しているかの確認を行うこととする。
 - 6 省エネ基準を満たす型式住宅部材等製造者認証を取得している住宅については、竣工時に現場審査を行うこととする。
 - 7 耐震性基準を満たす型式住宅部材等製造者認証を取得している住宅については、基礎配筋工事の完了時及び竣工時に現場審査を行うこととする。

（住宅性能証明書等の発行）

- 第12条 センターは第10条及び第11条の審査を行った結果、証明対象住宅が基準等に適合すると認めた場合は住宅性能証明書を申請図書の副本を添えて証明申請者に交付する。
- 2 センターは第10条及び第11条の審査を行った結果、証明対象住宅が基準等に不適合と認めた場合や明らかな虚偽がある場合は、住宅性能証明書不適合通知書を申請図書の副本を添え

て証明申請者に交付するものとする。

- 3 証明申請者から紛失等による証明書の再交付の依頼があった場合、住宅性能証明書に再発行である旨及び再発行日を記載して交付する。

(証明業務手数料等)

第13条 証明申請者は一般財団法人滋賀県建築住宅センター住宅性能証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という）に基づき、証明業務に係る手数料をセンターに支払わなければならない。

- 2 前項の手数料の支払い等の方法については、業務約款において定めるものとする。
- 3 住宅性能証明の申請の取り下げその他の事由が生じた場合等の手数料の取扱いについては業務約款及び手数料規程で定める。

(審査員)

第14条 センターは第10条及び第11条の審査を住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条に定める評価員（以下「審査員」という）に行わせるものとする。

(秘密保持義務)

第15条 センターの役員、職員並びにこれらの者であった者は証明業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(帳簿の作成及び保存)

第16条 センターは次の(1)から(15)までに掲げる事項を記載した住宅性能証明業務管理帳簿（以下「帳簿」）を作成し、事務所に備え付け、施錠のできる室またはロッカー等において個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明業務以外の目的で複製、利用等がされない方法で保存するものとする。

- (1) 申請者の氏名または名称及び住所
- (2) 代理者の氏名
- (3) 住宅の名称
- (4) 住宅の所在地
- (5) 住宅に適用した基準
- (6) 住宅の建て方
- (7) 住宅の床面積
- (8) 住宅の構造、階数
- (9) 申請を受けた年月日、受付番号
- (10) 現場審査年月日

- (1 1) 証明業務手数料
- (1 2) 審査員氏名
- (1 3) 証明書の交付年月日
- (1 4) 証明書の交付番号
- (1 5) 住宅性能証明書不適合通知書の交付年月日

(書類及び帳簿の保存期間)

- 第17条 第16条の帳簿は住宅性能証明業務の全部を終了した日の属する年度から5年保存する。
- 2 申請図書及び適合書の写しは住宅性能証明書の交付を行った日の属する年度から5年保存する。
 - 3 帳簿、申請図書及び適合書の写しは施錠できる室、倉庫等において確実に秘密の漏れることのない方法で行うものとする。

(国土交通省等への報告等)

- 第18条 センターは、公正な業務を実施するために国土交通省等の関係する行政庁等から本業務に関する報告等を求められた場合には、審査の内容、判断根拠その他情報について報告等を行う。

附則：この規程は平成26年1月6日から施行する。

この規程は平成27年5月1日から施行する。